

## 愛知中部水道企業団工事請負契約約款

### 第26条第6項（インフレスライド条項）の適用の手引き

本手引きは、愛知中部水道企業団工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第26条第6項のインフレスライド条項の適用について、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）の算定方法や愛知中部水道企業団（以下「本企業団」という。）及び請負者間における協議の進め方等について、請負者の方向けに整理したものです。

#### 1. 適用対象工事

適用対象工事		すべての工事を対象とする。 ただし、基準日以降、残工期が2か月以上ある工事に限る （基準日及び残工期の定義は「2 請求日等について」に定めるとおり）。
請負代金額 変更方法	対象	賃金水準の変更がなされた日以降の基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	請求者の負担	残工事費の100分の1（1.0%）

#### 2. 請求日等について

請求日等の定義は、以下のとおりとします。

- ・ 請求日：スライド変更の可能性があるため、本企業団又は請負者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- ・ 基準日：労務単価等を算出する基準となる日。請求日とすることを基本とする。  
また、請求があった日から起算して、14日以内で本企業団と請負者とが協議して定める日とすることも可とする。
- ・ 残工期：基準日以降の工期とする。
- ・ スライド額協議開始日：本企業団で算出したスライド額にて協議を開始する日

#### 3. スライド協議の請求

（別紙「契約約款第26条第6項に伴う実施フロー」を参照）

（1） スライド協議の請求は、「請求書（様式1-1）」により行うこととし、「概算スライド額調書」、「残工事量内訳書」及び「算出根拠となる資料」を合わせて提出してください。その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでです。

また、基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ、残工期が新たな基準日から2か月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができます。

なお、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間におけるスライド協議の請求は、1回を基本とします。

（2） 本企業団は、請負者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に請負者に対し書面（様式2）により通知します。

#### 4. スライド額の算出方法

(1) スライド額は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額です。

(2) スライド額は、次式により算出します。

【増額の場合】 $S = [P2 - P1 - (P1 \times 1/100)]$  (ただし、 $P1 < P2$ )

【減額の場合】 $S = [P2 - P1 + (P1 \times 1/100)]$  (ただし、 $P1 > P2$ )

この式において、S、P1及びP2は、それぞれ次の額を表します。

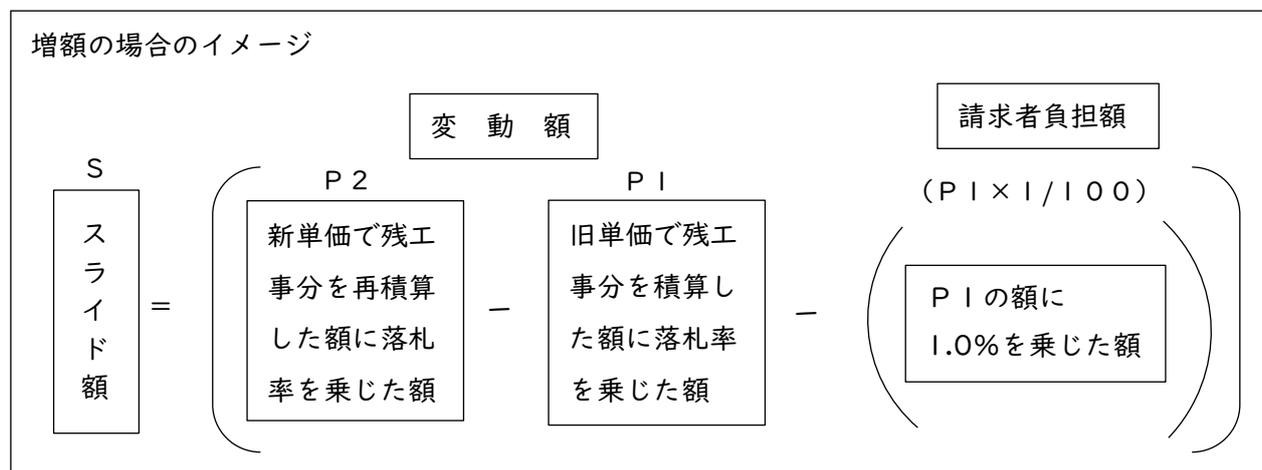
S：スライド額

P1：旧単価で積算した残工事分の額に、落札率を乗じた額

P2：新単価で積算したP1に相応する額に、落札率を乗じた額

( $P = \alpha \times Z$ 、 $\alpha$ ：落札率、Z：本企業団積算額)

なお、P2の積算にあたっては、基準日における適切な工事価格を算出するため、基準日における諸経費率（共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費率）を用いるものとします。



(3) 賃金等の変動による請負代金額を変更する場合のスライド額は、労務単価、資材単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではありません。

(4) 請負者の負担割合については、契約約款第30条の「不可抗力による損害」に準拠し、建設業者の経営最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「100分の1」としています。

(5) スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとします。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとします。

## 5. 残工事量の算定

### 【出来形数量の確認方法】

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、設計書に対応して出来形確認を行いますので、算出根拠となる資料等を残工事量内訳書に添付してください。

### 【先行指示分の取扱い】

- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが、先行指示されている設計量についても、スライドの対象とすることができます。

### 【現場搬入資材】

- (3) 現場搬入資材については、認定したものは出来形数量として取り扱います。  
また、下記の資材等についても出来形数量として取り扱います。
- ・ 工場製品について、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる資材
  - ・ 基準日以前に配置済の現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）
  - ・ 契約書にて工事資材（材料）契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な資材

### 【材工分離不可の場合】

- (4) 積算の内容が、設置撤去を合わせた総合歩掛であるなど、分割が不可能なものについては、主な部分が完了していれば、その工種は完了としてください。

### 【出来形数量の対象】

- (5) 請負者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事は、増額スライドの場合は出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとします。
- (6) 仮設工についても出来形数量の対象にできます。

### 【出来形数量計上方法が困難な場合】

- (7) 出来形数量の計上方法については、本企業団側に換算数量がない場合は、請負者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出することができます。

### 【確認】

- (8) 本企業団にて、請求日から 14 日以内に基準日時点における出来形数量の確認を行います。

## 6. 物価指数等

- (1) 本企業団は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とします。  
なお、請負者側の協議資料等に基づき双方で合意した場合は、別途の物価指数を用いることができます。
- (2) 本企業団の積算に用いる物価変動後の単価のうち、個別特別調査及び見積価格採用の単価など、再調査、再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率より算出するか、又は、当初積算時の単価より算出することがあります。  
ただし、当該資材等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮します。

## 7. スライド額の協議

- (1) 本企業団が算出したスライド額について、本企業団と請負者で協議書（様式3-1）により協議を行います。
- (2) 内容に異議のない場合は、スライド協議開始日から14日以内に承諾書（様式3-1別紙）を提出してください。承諾書の提出がない場合は、契約約款第26条第7項ただし書きの規定に基づき、本企業団から請負者に対し、スライド額を通知します。

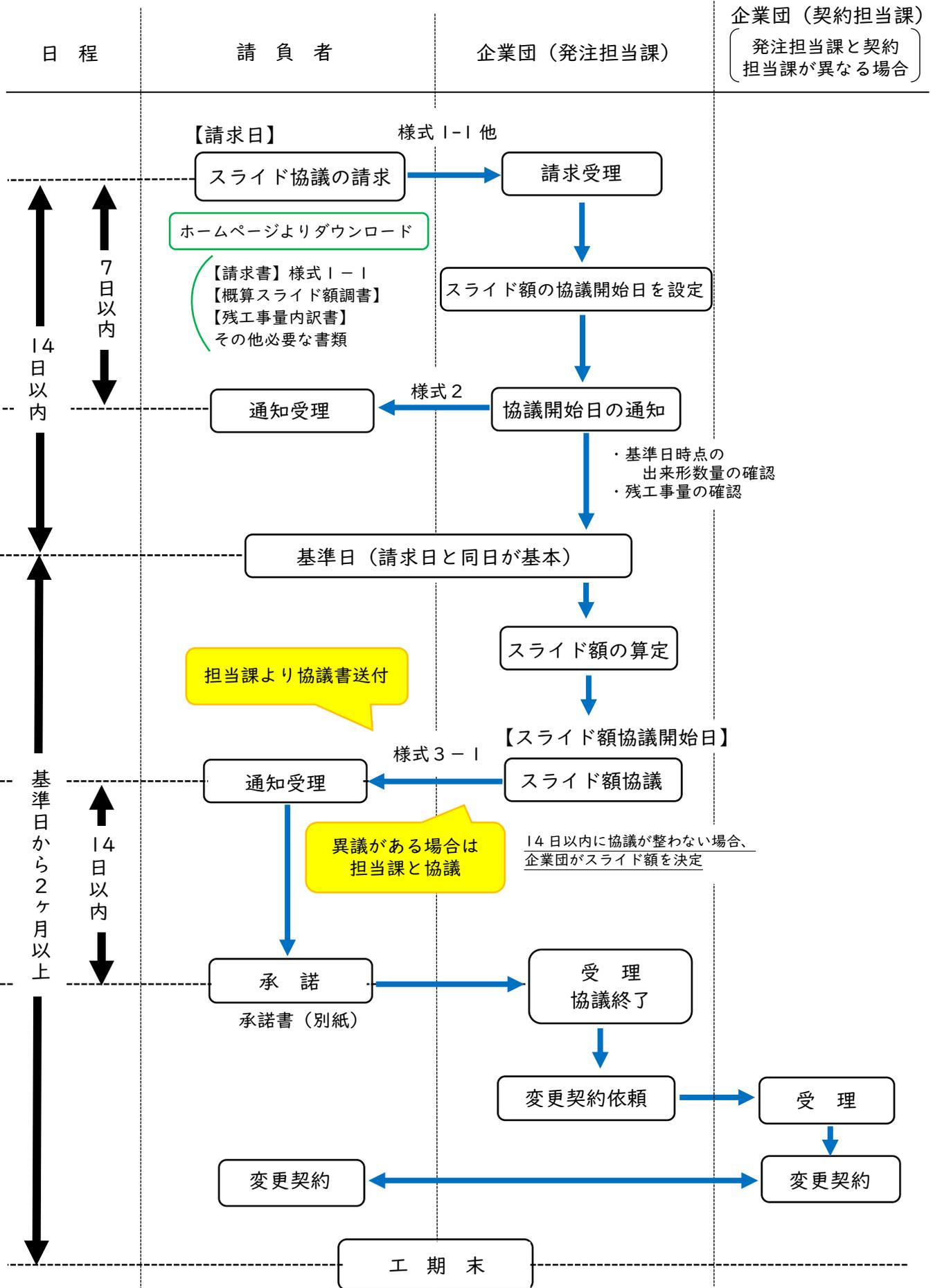
## 8. 変更契約

本企業団と請負者で協議が整い次第、速やかに変更契約を締結します。

## 9. 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約約款第26条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本運用によるスライドを請求することができます。
- (2) 本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約約款第26条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができます。

契約約款第26条第6項に伴う実施フロー



## 愛知中部水道企業団工事請負契約約款第26条

### (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 全体  
スライド
- 1 発注者又は請負者は、工期内で請負契約締結の日から12か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
  - 2 発注者又は請負者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
  - 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準日とし、物価指数等に基づき発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、請負者に通知する。
  - 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額の変更の基準とした日」とするものとする。
- 単品  
スライド
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は請負者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- インフレ  
スライド
- 6 予期することができない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は請負者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
  - 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、請負者に通知する。
  - 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。